



高齢者 インフルエンザ 予防接種助成のお知らせ

インフルエンザとは、インフルエンザウイルスに感染することにより起こる病気です。

症状は、普通の風邪に比べて全身症状が強いのが特徴で、気管支炎や肺炎などと合併し、より重症化するのも特徴の一つです。特に65歳以上の高齢者や慢性疾患患者の死亡率が高くなる点でも普通の風邪とは異なります。

流行前に予防接種を受けて、インフルエンザを予防しましょう。

【対象者】

町内に住民登録をしている人で、接種日現在、65歳以上の人

※60歳以上65歳未満の人で、心臓・腎臓・呼吸器の機能や免疫機能に、身体障害者手帳1級程度の障害がある人も対象

【接種期間】

10月1日(水)～12月30日(火)まで

【接種場所】

福岡県内の受託医療機関

※予約が必要な場合もありますので、各医療機関へおたずねください

※受託医療機関でない場合は助成を受けることができません

【接種の助成回数】 1回

【接種料金】 1,200円 ※医療機関の窓口で支払い

【持参物】 保険証など住所・年齢が確認できるもの

【接種料金の免除について】

下記の人は接種料金が免除(無料)になりますので、必要書類を医療機関の受付に提示してください。

接種料金免除の対象者と必要書類

接種料金免除の対象者 (世帯全員が該当する場合のみ)	必要書類
生活保護世帯	診療依頼書
住民税非課税世帯	非課税世帯証明書

※免除の書類を持参せずに自費で接種した場合、**町では払い戻しを行いません**のでご注意ください

＜非課税世帯証明書について＞

非課税世帯証明書は**税務課窓口**で無料で発行します。

1. 本人および本人以外の同一世帯の人が証明書発行を申請する時に必要なもの
⇒①窓口に来る人の身分証明書(健康保険証・運転免許証など) ②印鑑
2. 同一世帯以外の人が証明書発行を申請する時に必要なもの
⇒①窓口に来る人の身分証明書(健康保険証・運転免許証など) ②印鑑 ③委任状

【非課税世帯証明書に関する問合せ先】

税務課 税務係 ☎65・1076

【予防接種に関する問合せ先】

健康福祉課 健康推進係 ☎65・0001



後期高齢者医療制度利用者の方へ

年に一度は健康診査を受けましょう

福岡県後期高齢者医療制度の被保険者を対象に生活習慣病の予防及び早期発見・早期治療を目的に健康診査を実施しています。

まだ受診していない人は、実施医療機関などで予約の上、受診してください。実施医療機関については、受診票と一緒に一覧表を送付しています。

※生活習慣病(糖尿病や高血圧症など)で治療中の人は受診の対象となりません

【平成26年度の受診期限】

平成27年3月31日(火)

【持参物】

- ①被保険者証(保険証)
- ②受診表
- ③500円(自己負担金)

※受診票が届いていない場合や紛失した場合はお問い合わせください

【問合せ先】福岡県後期高齢者医療広域連合

☎092・651・3111

